

令和7年度事業計画

令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで

本年度は、この協会の目的を達成するため、定款に基づき次の各号の事業を実施する。

1. 調査研究等

(1) コンサルタンス部門

円滑な業務の実施及び品質の高い成果の提供を行うため、入札・契約方式やその運用に関する課題、業務執行上の問題点等について、実態把握調査を行うとともに、関係機関との意見交換を行う。

(2) 水利施設保全管理補修部門

ストックマネジメント技術の向上及び普及を図るためのWEB方式による中央研修会を開催する。

農業水利施設保全補修ガイドブック2026の発行に向けて、課題の検討、編集方針、掲載案件の募集等を行う。

(3) セメント製品部門

プレキャストコンクリート製品の活用促進を図るため、関係機関と意見交換を行う。

(4) ポンプ部門、鉄構部門、電機機械部門

施設機械工事の入札契約手続きに係る課題、工事執行上の課題等に関するアンケート調査を行い、関係機関と意見交換等を行う。

(5) 農林水産省等の予算・事業制度に係る説明会

農林水産省等において、会員の企業活動に影響するような予算・事業制度が導入・検討された場合は、説明会や意見交換会を企画・実施し、また、必要に応じて当該関係省庁や関係する国会議員にも要望提案するなど、会員への影響を踏まえた対応を行う。

2. 研修等

(1) 農業水利施設機能総合診断士

既存の農業水利施設の機能維持及び保全管理を図るため、農業水利施設機能総合診断士のオンデマンド方式WEB講習会と認定試験を実施し、機能診断・機能保全計画策定を適切かつ効率的に実施できる技術者として認定し、新規登録及び更新希望者の登録更新

を行う。

(2) 農業水利施設補修工事品質管理士

農業水利施設補修工事の施工及び施工管理に関わる現場技術者を育成するため、農業水利施設補修工事品質管理士のオンデマンド方式 WEB 講習会と認定試験を実施する。また、補修材料の品質管理及び補修工事の施工管理を修得した技術者として認定し、新規登録及び更新希望者の登録更新を行う。

(3) WEB セミナー

会員企業技術者の技術力向上を支援するため、今年度も引き続き WEB セミナー（JAGREE セミナー）を開催する。また、今年度も水理学基礎講座及び水文学基礎講座をそれぞれ実施する。

3. 図書刊行事業

既発行の専門図書を頒布する。

4. 気象災害等への対応

農林水産省農村振興局長及び各地方農政局長と締結した災害協定等に基づき、必要な連絡・実施体制の整備及び発災時における支援体制の確保を適切に行う。

5. 広報活動等

(1) 広報活動等

ア 会誌 JAGREE の発行

会誌 JAGREE108 号及び 109 号を発行する。

イ 会員名簿の発行

令和 7 年度版の会員名簿を作成・配布する。

(2) 地方協会活動への参画と支援

地方協会が行う総会、研修、要望活動等について、求めに応じて参画することとし、また、地方協会が行う地方農政局への要望提案活動結果をとりまとめ、農林水産省本省へ提出する。

また、上記情報共有の一環として、令和 7 年度についても、地方協会合同提案会を実施する。

(3) 情報連絡会

農林水産省及び水資源機構から、それぞれが所管する予算、業務工事等の実施に関して説明を受ける情報連絡会を、農林水産省については9月及び3月に、水資源機構については年2回実施する。なお、実施方式については、状況に応じて柔軟に対応する。(WEB方式を予定)

(4) 人材育成事業

協会創立50周年記念事業で制作した農業農村プロモーションツール(動画、小冊子)については、制作後5年を経過することから内容の一部改訂を行い、令和7年度より供用する。

また、オープンキャンパスなどでの配布等のため要望のあった大学等へ追加配布するとともに、動画の視聴及び小冊子のダウンロードが可能な特設WEBサイトについても継続して開設する。

(5) 関係機関、関係団体への協力

関係機関、団体が行う各種活動について、求めに応じて協力する

(6) 農業農村工学 JABEE 大学支援事業

JABEE制度は、我が国の農業農村工学教育における国際的同等性を担保する役割を果たしているが、同制度を運営する(一社)日本技術者教育認定機構(JABEE)の財政難により廃止の危機にある。

同機構の財政難に対処するためには、大学等が行う専門教育プログラムの認定事業を維持する必要がある一方、大学等も財政難であり、認定事業からの離脱が相次いでいる。特に令和7年度より認定料の値上げが予定されている。

このような背景から(公社)農業農村工学会より認定料の値上げ分について当協会へ支援要請があったので、令和7年度よりJABEEにより農業農村工学に関する専門教育プログラムの認定を受けている大学に対して、当協会の寄附金取扱規程に基づく寄附金を財源として、認定維持料の一部を助成する。